

保護者の皆様へ

茨城県立取手松陽高等学校長 瀧ヶ崎 宗夫

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等*の対応について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルスによる感染者が増加しており、今後も感染拡大が懸念される状況となっています。まだまだ感染状況は落ち着かないことが想定されます。新型コロナウイルス感染症に関して、本校での出席の取扱いについてご確認いただきますようお願いいたします。

*出席停止等とは、学校感染症に規定されている疾病にかかっている場合（出席停止）を含め、その他の理由で校長が出席しなくてもよいと認めた処置のことを指します。

◇生徒本人が下記の項目に当てはまる場合

1	37.5℃以上の発熱があった場合	⇒ 当日（早退日はその時間より）および翌日は、出席停止等 翌日も風邪症状があれば、かかりつけ医へ相談をしてください。
2	医師・保健所の指示でPCR検査、抗原検査、抗体検査を受けることになった場合	⇒ 受けることになった日から出席停止等（陰性が出たら登校可）
3	濃厚接触者となった場合	⇒ 出席停止 （濃厚接触者と特定された日から、保健所が指示する日まで）
4	感染者となった場合	⇒ 出席停止 （医師が登校許可する日まで）
5	基礎疾患があり、主治医の指示により自宅待機する場合	⇒ 主治医の判断のもとに出席停止等

◇同居家族が下記の項目に当てはまる場合

1	職場（兄弟等の学校）に濃厚接触者がいた場合 （例）生徒の同居する保護者の勤務先に濃厚接触者が確認されたが、保護者は濃厚接触者とはなっていない	⇒ 生徒は通常通りの登校
2	濃厚接触者となりPCR検査、抗原検査、抗体検査を受けた場合 （例）同居する保護者の勤務先で感染者が確認され、保護者が濃厚接触者となりPCR検査等を受けることになった	⇒ 生徒に症状がなければ登校可能 しかし、症状がある場合や大事をとって休ませたい場合は出席停止等
3	感染者となった場合	⇒ 保健所が生徒を濃厚接触者と指定した場合、出席停止

※上記の項目に当てはまることになりました場合は、速やかに学校へ連絡をお願いいたします。

また、「出席停止報告書」（本校ホームページよりダウンロード可）の提出をお願いいたします。
「検温記録表」の記録も継続して行ってください。

取手松陽高校 0297（77）8934